

事務事業評価資料

施策名	大気環境の保全			所管部局課名	農政環境部環境管理局大気課					
事業名	運送事業者への低公害車普及促進事業			担当者電話番号	交通公害係 3372					
事業目的	低公害車の導入を促進し、県民の健康の保護や生活環境の保全を図る。									
事業内容	低公害車と通常車両価格との差額（基準額）を国、県、市が協調して補助 対象者：県内の運送業者 補助対象経費：低公害車のバス、トラック、タクシー等の購入を行う際の通常車両価格との差額 補助率：国：1/2、県：1/2等				事業開始年度	平成14年度				
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額			平成21年度当初予算額			平成22年度当初予算額		
	事業費	(57,822 千円) 57,822 千円			(54,670 千円) 54,670 千円			(49,129 千円) 49,129 千円		
	人件費	847 千円	従事人員 0.1人	836 千円	従事人員 0.1人	820 千円	従事人員 0.1人			
	総コスト（+）	58,669 千円	従事人員 0.1人	55,506 千円	従事人員 0.1人	49,949 千円	従事人員 0.1人			
事業の目標	低公害車を平成22年度までに100万台普及させる。				[目標設定理由]平成15年度、自動車排出窒素化合物及び粒子状物質総量削減計画を策定し、目標を設定した。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		20年度見込み	21年度見込み	22年度目標	達成率（%）			
		目標値	年度				H20	H21	H22	
	低公害車導入台数	1,000,000	H22年度	919,100 (1 千円)	959,650 (1 千円)	1,000,000 (1 千円)	91.9%	96.0%	100.0%	
評価結果	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の健康の保護や生活環境の保全のためには、県民、事業者、行政の協働のもと、大気汚染の改善を図る必要がある。 ・このため、県では、本事業のほか、最新規制適合車等代替促進助成事業、制度融資、貸与事業、利子補給制度等を総合的に実施している。 ・本事業は、低公害車を大量に普及することにより、大気環境の改善に資するとともに、低公害車の価格を引き下げ、基盤整備の促進を図るために必要である。 								
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の導入は確実に増加しており、目標を達成できる見込みである。低公害車を導入する事業者に補助することによって、目標達成のため効果のある事業が行われている。 								
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市町との協調補助であり、対象経費等を国が定めているが、低公害車導入1台当たりコストは低水準で推移しており、効率的な事業が行われている。 								
	民間・市町との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市、姫路市、西宮市に使用の本拠を置く事業者に対しては、通常車両価格との差額を国、県及び市が補助している。（国：1/2、県：1/4、市：1/4） ・上記以外の市町に使用の本拠を置く事業者に対しては、同差額を国及び県で補助している。（国：1/2、県：1/2） 								
	受益と負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車と通常価格との差額（基準額）を国、県、市が協調して補助している。車両本体価格及び基準額を超える額については、事業者が負担する。 								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定					
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度、自動車排出窒素化合物及び粒子状物質総量削減計画を策定し、県内において低公害車（天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、メタノール車）低排出ガス車（京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会が指定する「LEV-7」）を平成22年までに100万台普及させることを目標としている。地域住民の健康を保護するとともに生活環境及び地球環境の保全を図り、地球温暖化対策の推進につなげるため、引き続き事業の実施を行う必要がある。 									